

**はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ（重要なお知らせ）**

お知らせの内容

1. 受領委任の取扱いに係る申出について
 (受領委任の取扱いを希望する場合、申請が必要です。)
 ※これまでの代理受領の取扱いはできなくなりますのでご注意ください。
 2. 同意書及び診断書の取扱い変更について
-
1. 受領委任の取扱いに係る申出について (※受領委任の取扱いを希望する場合、申請が必要です。)
 厚生労働省において、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「あはき療養費」という。）に関する受領委任の取扱いが平成 31 年 1 月 1 日から制度化されることとなりました。
 この制度導入を受け、佐賀県内のすべての国保保険者及び後期高齢者医療広域連合では、平成 31 年 4 月 1 日（注 1）から取扱いを開始することとしましたので、受領委任の取扱いを希望される場合は、事前に九州厚生局佐賀事務所（注 2）へ申請書類を提出していただきますようお願いいたします。
 また、受領委任の取扱いにあたっては、下記事項及び受領委任の取扱規程（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号通知。以下「取扱規程」という。）をご確認のうえ適切な保険請求等を行っていただきますようお願いいたします。
 なお、上記の申請をされない場合は、平成 31 年 4 月 1 日以降は、原則として患者等が一旦施術所（施術者）へ施術料金の全額を支払い、後に、患者等が保険者等へ療養費支給申請書を提出し、療養費が患者等に支払われる取扱い（償還払い）となりますので、ご注意ください。（これまでの代理受領の取扱いはできなくなります。）
- ① 療養費支給申請書について
 - ・申請書は、受領委任の取扱規程に定める様式第 6 号及び様式第 6 号の 2 によること。
 - ・往療料を請求する場合は、取扱規程に定める様式 7 号による往療内訳表を添付すること。
 - ・請求毎（毎月）、申請書の内容等について患者の確認及び署名（若しくは押印）を受けるとともに、患者に対してその写し（又は一部負担金明細書）を交付すること。
 - ・申請書を保険者等毎に取りまとめ、取扱規程に定める様式第 8 号及び様式第 9 号による総括票を記入し、添付すること。

・原則として、毎月 10 日までに、各保険者等へ送付すること。

② 領収書及び明細書の交付について

- ・患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収書を無償で交付すること。
- ・一部負担金明細書について、患者から求められたときは、取扱規程に定める様式第 5 号又は様式第 5 号の 2 により、交付すること。

③ 施術録の記載等について

- ・施術を行った場合は、当該施術に関し必要な事項を施術録に遅滞なく記載するとともに、施術が完結した日から 5 年間保存すること。
- ・同意書等の写し（紙での出力が可能な電子的記録によるものを含む。）を施術録の保存と合わせて施術が完結した日から 5 年間保存すること。

④ 保険者等からの照会等への対応について

- ・療養費支給申請書の記載内容等について、保険者等からの照会に的確に対応すること。
- ・審査に当たり必要な保険者等からの報告等の求めに応じること。

(注 1 : 佐賀県内の国保保険者及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の取扱いであり、その他の保険者の制度への参加状況については、個別にご確認ください。)

(注 2 : 佐賀県以外に所在する施術所にあつては、その所在地を管轄する地方厚生(支)局都道府県事務所)へ申請のこと。)

受領委任の取扱いを希望する場合に必要な申請

- 平成 31 年 4 月 1 日から受領委任の取扱いを希望される場合は、事前に九州厚生局佐賀事務所(※佐賀県以外に所在する施術所にあつては、その所在地を管轄する地方厚生(支)局都道府県事務所)へ申請を行ってください。
(既に申請受付は、開始されています。できるだけ早い申請にご協力ください。)
※平成 31 年 4 月 2 日以降に受領委任の取扱いを希望する場合は、平成 31 年 4 月 2 日以降、随時、申請を行ってください。
- 具体的な申請方法等については、九州厚生局ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。関係通知、申請様式等がダウンロードできます。
(<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/index.html>)

受領委任の取扱規程について

- 詳細は、厚生労働省ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。
関係通知、療養費支給申請書等の各種様式がダウンロードできます。
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01.html>)
- 受領委任の取扱規程に基づく各種様式は、佐賀県ホームページ及び佐賀県後期高齢者広域連合ホームページからもダウンロードできます。
佐賀県 (<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00365468/index.html>)
佐賀県後期高齢者広域連合 (<https://www.saga-kouiki.jp/main/504.html>)

2. 同意書及び診断書の取扱い変更について

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、平成30年10月1日から同意書等の取扱いが変更になっています。

主な変更点

- ① 同意書等様式の変更
同意書等の様式が変わります。(同意区分、診察日欄の追加等)
- ② 同意期間の変更
同意期間は、3ヶ月から6ヶ月へ変更になります
- ③ 文書による再同意
6ヶ月(従前は3ヶ月)を超えて引き続き施術が必要な場合は、患者が保険医の診察を受け同意書(文書)等の交付を受ける必要があります(変形徒手矯正術は従前どおり)。
- ④ 再同意の際の「施術報告書」交付(新規)
6ヶ月(変形徒手矯正術は1ヶ月)を超えて引き続き施術が必要な場合、医師と施術者との連携が図られるよう、新たな取扱いとして、施術者は、施術報告書(施術の内容・頻度、患者の状態・経過等)の交付が求められます。交付した場合、その写しを療養費支給申請書に添付のうえ施術報告書交付料を請求することが可能です。

※ なお、同意又は再同意を求める医師は、「緊急その他やむを得ない場合を除き、当該疾病について現に診察を受けている主治の医師」となっていますので、ご留意ください。

※ その他、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180621-06.pdf>)

(問合せ先等一覧→裏面へ)

問 合 せ 先 等 一 覧

○ 市町国保保険者被保険者に係る請求分

問 合 せ 先			療養費支給申請書 提出先
市町名	担当課	電 話	
佐賀市	保険年金課	0952-40-7271	左記あて提出
唐津市	保険年金課	0955-72-9123	〃
鳥栖市	国保年金課	0942-85-3582	〃
多久市	市民生活課	0952-75-2159	〃
伊万里市	長寿社会課	0955-23-2153	〃
武雄市	健康課	0954-23-9135	〃
鹿島市	保険健康課	0954-63-2120	〃
小城市	国保年金課	0952-37-6101	〃
嬉野市	健康づくり課	0954-66-9120	〃
神埼市	市民課	0952-37-0115	〃
吉野ヶ里町	保健課	0952-37-0345	〃
基山町	住民課	0942-92-7934	〃
上峰町	健康福祉課	0952-52-7413	〃
みやき町	保健課	0942-94-5721	〃
玄海町	保健介護課	0955-52-2159	〃
有田町	健康福祉課	0955-43-2182	〃
大町町	町民課	0952-82-3114	〃
江北町	福祉課	0952-86-5614	〃
白石町	住民課	0952-84-7115	〃
太良町	健康増進課	0954-67-0753	〃

○ 後期高齢者医療広域連合被保険者に係る請求分

問 合 せ 先			療養費支給申請書 提出先
佐賀県後期高齢者医療 広域連合	担当課	電 話	
		業務課給付係	0952-64-8476

○ 国保組合被保険者に係る請求分

問 合 せ 先		療養費支給申請書 提出先
保 険 者 名	電 話	
佐賀県医師国民健康保険組合	0952-37-1414	左記あて提出
佐賀県歯科医師国民健康保険組合	0952-28-7551	〃
佐賀県建設国民健康保険組合	0952-30-8121	〃